

リハビリテーション専門職が行う自立支援について

～自立支援型マネジメント～



静岡県リハビリテーション専門職団体協議会

作業療法士 ピリ 睦

本日本お伝えしたい事

1、「自立支援」について

2、課題解決の為の評価(アセスメント)について

3、リハビリテーション専門3職種について

1、「自立」について

2、課題解決の為の評価 (アセスメント)について

3、リハビリテーション専門 3 職種について

「自立支援! 自立支援!!」

っていうけれど…



自立って…？

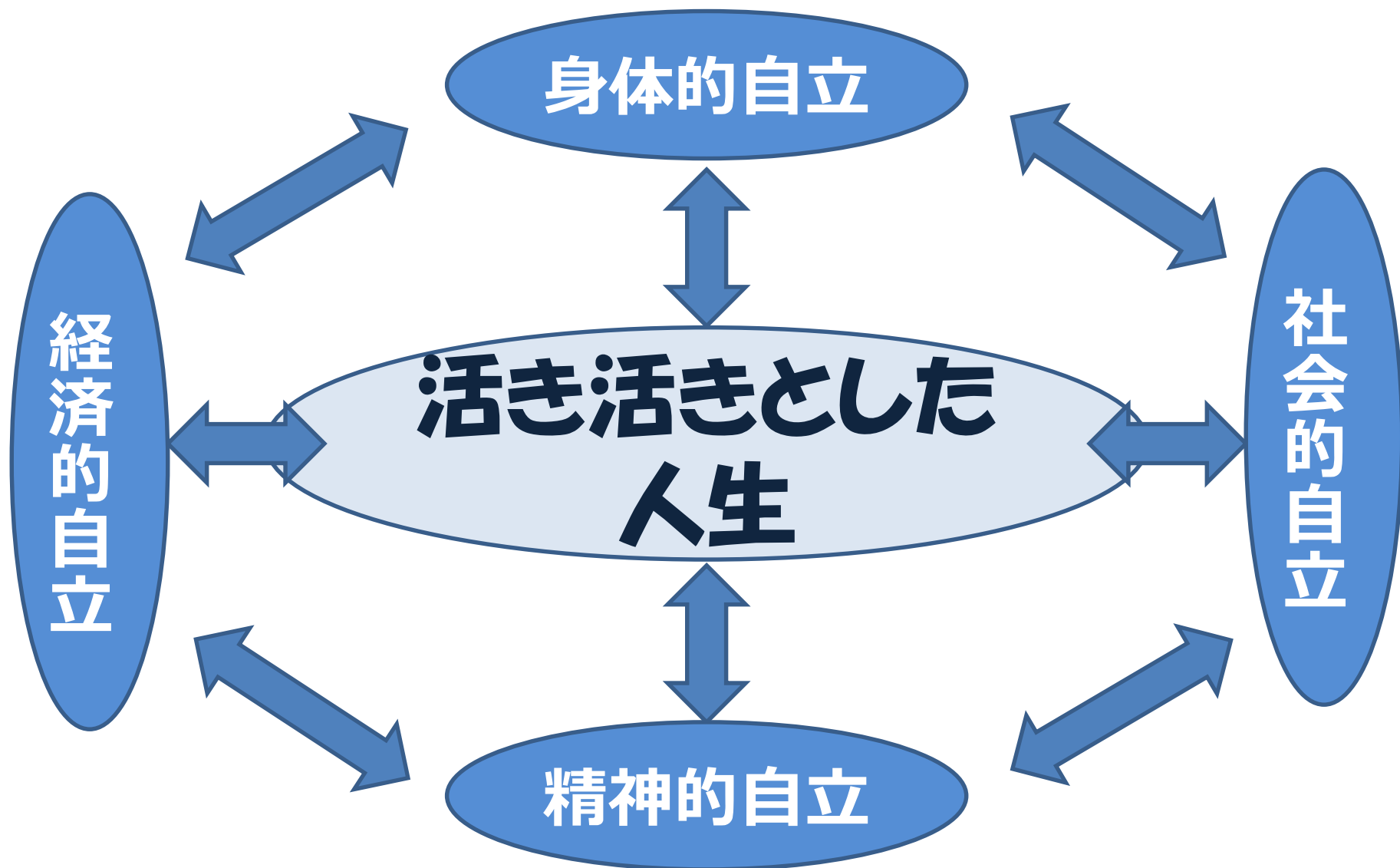
「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」



「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」

「障害を持っていてもその能力を活用して
社会活動に参加すること」

自立って...?



介護保険 第一条 …尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

介護保険の基本概念⇒自立支援⇒生活課題の解決

生活課題の明確化⇒目標 ← 生活の自立を阻む要因の抽出

通所・訪問サービス
要因に対して効果的な
課題解決プログラムの
提供

ADL・IADLの向上(活動量↑)

生活不活発からの脱却

疾病予防・認知症予防・健康寿命↑・QOL↑

医療と
の連携

生活機能や健康状態をご本人でコントロールできるように支援
地域・家庭で活躍できる機会の創出、サービスを受ける側から提供できる側⇒就労支援

すみなれた地域で安心して、そして生き生きと自立した人生・生活を健康的に過ごす
⇒地域包括ケアシステムの実現

介護度が下がらないのは…

歳のせい？



本人にやる気がない？



サービスの質が悪い？

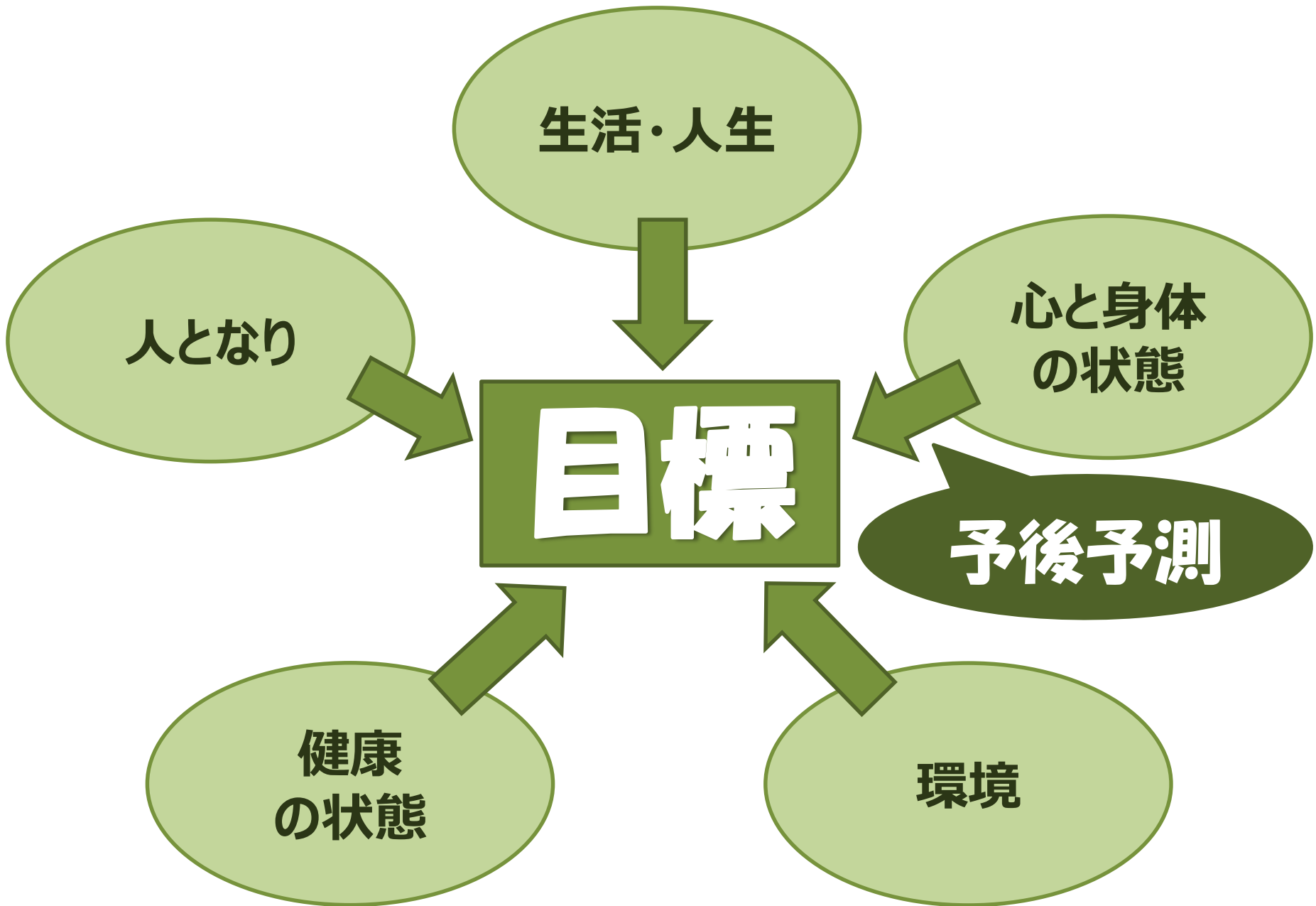
支援方法が
わからない

あきらめ
(本人/家族/
サービス提供者)

上手くいかない

本人の状態が
整っていない

地域の受け皿
(場所/人)
が整っていない



ICFのおさらい

ICFの要素の定義

- ・ 心身機能: 身体系の生理的機能（心理的機能を含む）
- ・ 身体構造: 器官、肢体とその構成部分などの身体の解剖学的部分
- ・ 活動: 課題や行為の個人による遂行
- ・ 参加: 生活・人生場面への関わり
- ・ 環境因子: 人々が生活し人生を送っている物的・社会的・態度的環境
- ・ 個人因子: 個人の人生や生活の特別な背景

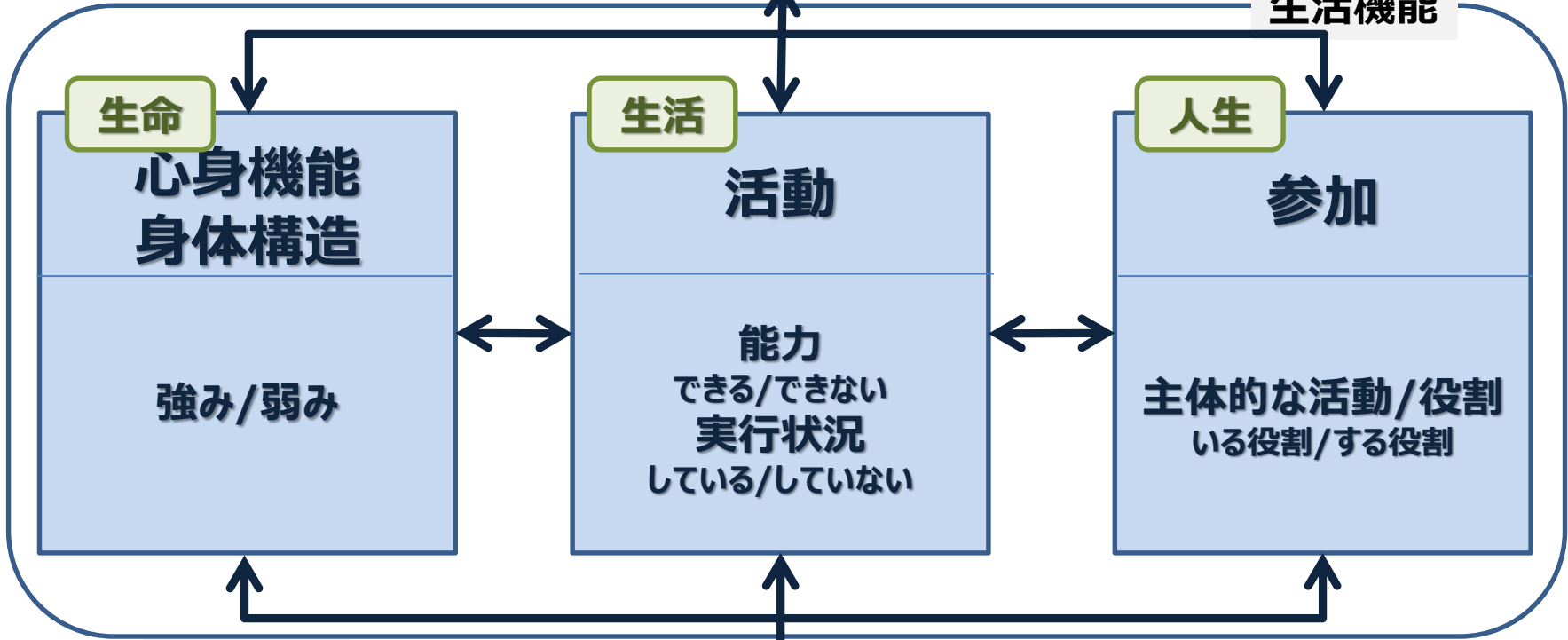
ICFの特徴

- ・ 環境因子や個人因子等の背景因子の視点を取り入れていること
- ・ 構成要素間の相互作用を重視していること
- ・ 「参加」を重視していること
- ・ 生活の中での困難さに焦点を当てる視点を持っていること
- ・ 中立的な用語を用いていること ・ 共通言語としての機能を持つこと

ICFのおさらい

健康状態
強み/弱み

生活機能



背景因子

環境因子
促進因子/阻害因子

個人因子
強み/弱み

ICF分類

心身機能		第8章	皮膚および関連部位の構造
第1章	精神機能	活動と参加	
第2章	感覚機能と痛み	第1章	学習と知識の応用
第3章	音声と発話の機能	第2章	一般的な課題と要求
第4章	心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能	第3章	コミュニケーション
第5章	消化器系・代謝系・内分泌系の機能	第4章	運動・移動
第6章	尿路・性・生殖の機能	第5章	セルフケア
第7章	神経筋骨格と運動に関連する機能	第6章	家庭生活
第8章	皮膚および関連する構造の機能	第7章	対人関係
身体構造		第8章	主要な生活領域
第1章	神経系の構造	第9章	コミュニティライフ・社会生活・市民生活
第2章	目・耳および関連部位の構造	環境因子	
第3章	音声と発話に関わる構造	第1章	生產品と用具
第4章	心血管系・免疫系・呼吸器系の構造	第2章	自然環境と人間がもたらした環境変化
第5章	消化器系・代謝系・内分泌系に関連した構造	第3章	支援と関係
第6章	尿路性器系および生殖系に関連した構造	第4章	態度
第7章	運動に関連した構造	第5章	サービス・制度・政策

心身機能	嗅覚	第5章 消化器系・代謝系・内分泌系の機能
第1章 精神機能	固有受容覚	消化器系に関連する機能
全般的精神機能	触覚	摂食機能
意識機能	温度やその他の刺激に関連した感覚機能	消化機能
見当識機能	その他の特定の、および詳細不明の、その他の感覚機能	同化機能
知的機能	痛み	排便機能
全般的な心理社会的機能	痛みの感覚	体重維持機能
気質と人格の機能	その他の特定の、および詳細不明の、痛みの感覚	消化器系に関連した感覚
活力と欲動の機能	その他の特定の、感覚機能と痛み	その他の特定の、および詳細不明の、消化器系に関連する機能
睡眠機能	詳細不明の、感覚機能と痛み	代謝と内分泌系に関連する機能
その他の特定の、および詳細不明の、全般的精神機能	第3章 音声と発話の機能	全般的代謝機能
個別的精神機能	音声機能	水分・ミネラル・電解質バランスの機能
注意機能	構音機能	体温調節機能
記憶機能	音声言語（発話）の流暢性とリズムの機能	内分泌腺機能
精神運動機能	代替性音声機能	その他の特定の、および詳細不明の、代謝と内分泌系に関連する機能
情動機能	その他の特定の、音声と発話の機能	その他の特定の、消化器系・代謝系・内分泌系の機能
知覚機能	詳細不明の、音声と発話の機能	詳細不明の、消化器系・代謝系・内分泌系の機能
思考機能	第4章 心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能	第6章 尿路・性・生殖の機能
高次認知機能	心血管系の機能	尿路機能
言語に関する精神機能	心機能	尿排泄機能
計算機能	血管の機能	排尿機能
複雑な運動を順序立てて行う精神機能	血圧の機能	排尿機能に関連した感覚
自己と時間の経験の機能	その他の特定の、および詳細不明の、心血管系の機能	その他の特定の、および詳細不明の、尿路機能
その他の特定の、および詳細不明の、個別的精神機能	血液系と免疫系の機能	性と生殖の機能
その他の特定の精神機能	血液系の機能	性機能
詳細不明の精神機能	免疫系の機能	月経の機能
第2章 感覚機能と痛み	その他の特定の、および詳細不明の、血液系および免疫系の機能	生殖の機能
視覚および関連機能	呼吸器系の機能	性と生殖の機能に関連した感覚
視覚機能	呼吸機能	その他の特定の、および詳細不明の、性と生殖の機能
目に付属する構造の機能	呼吸筋の機能	その他の特定の、尿路・性・生殖の機能
目とそれに付属する構造に関連した感覚	その他の特定の、および詳細不明の、呼吸器系の機能	詳細不明の、尿路・性・生殖の機能
その他の特定の、および詳細不明の、視覚および関連機能	心血管系と呼吸器系の付加的機能と感覚	第7章 神経筋骨格と運動に関連する機能
聴覚と前庭の機能	その他の呼吸機能	関節と骨の機能
聴覚機能	運動耐容能	関節の可動性の機能
前庭機能	心血管系と呼吸器系に関連した感覚	関節の安定性の機能
聴覚と前庭の機能に関連した感覚	その他の特定の、および詳細不明の、心血管系と呼吸器系の付加的機能と感覚	骨の可動性の機能
その他の特定の、および詳細不明の、聴覚と前庭の機能	その他の特定の、心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能	その他の特定の、および詳細不明の、関節と骨の機能
その他の感覚機能	詳細不明の、心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能	筋の機能
味覚		筋力の機能

筋緊張の機能	目の周囲の構造	
筋の持久性機能	外耳の構造	
その他の特定の, および詳細不明の, 筋の機能	中耳の構造	
運動機能	内耳の構造	
運動反射機能	その他の特定の, 目・耳および関連部位の構造	
不随意運動反応機能	詳細不明の, 目・耳および関連部位の構造	
随意運動の制御機能	第3章 音声と発話に関わる構造	
不随意運動の機能	鼻の構造	
歩行パターン機能	口の構造	
筋と運動機能に関連した感覚	咽頭の構造	
その他の特定の, および詳細不明の, 運動機能	喉頭の構造	
その他の特定の, 神経筋骨格と運動に関連する機能	その他の特定の, 音声と発話に関わる構造	
詳細不明の, 神経筋骨格と運動に関連する機能	詳細不明の, 音声と発話に関わる構造	
第8章 皮膚および関連する構造の機能	第4章 心血管系・免疫系・呼吸器系の構造	
皮膚の機能	心血管系の構造	
皮膚の保護機能	免疫系の構造	
皮膚の修復機能	呼吸器系の構造	
その他の皮膚の機能	その他の特定の, 心血管系・免疫系・呼吸器系の構造	
皮膚に関連した感覚	詳細不明の, 心血管系・免疫系・呼吸器系の構造	
その他の特定の, および詳細不明の, 皮膚の機能	第5章 消化器系・代謝系・内分泌系に関連した構造	
毛と爪の機能	唾液腺の構造	
毛の機能	食道の構造	
爪の機能	胃の構造	
その他の特定の, および詳細不明の, 毛と爪の機能	腸の構造	
その他の特定の, 皮膚および関連する構造の機能	膵臓の構造	
詳細不明の, 皮膚および関連する構造の機能	肝臓の構造	
	胆嚢と胆管の構造	
	内分泌腺の構造	
身体構造	その他の特定の, 消化器系・代謝系・内分泌系に関連した構造	
第1章 神経系の構造	詳細不明の, 消化器系・代謝系・内分泌系に関連した構造	
脳の構造		
脊髄と関連部位の構造	第6章 尿路器系および生殖系に関連した構造	
髄膜の構造	尿路系の構造	
交感神経系の構造	骨盤底の構造	
副交感神経系の構造	生殖系の構造	
その他の特定の, 神経系の構造	その他の特定の, 尿路器系および生殖系に関連した構造	
詳細不明の, 神経系の構造	詳細不明の, 尿路器系および生殖系に関連した構造	
第2章 目・耳および関連部位の構造	第7章 運動に関連した構造	
眼窩の構造	頭頸部の構造	
眼球の構造	肩部の構造	

活動と参加	上肢の構造	第5章 セルフケア
第1章 学習と知識の応用	骨盤部の構造	自分の身体を洗うこと
目的をもった感覚的経験	下肢の構造	身体各部の手入れ
注意して視ること	体幹の構造	排泄
注意して聞くこと	運動に関連したその他の筋骨格構造	更衣
その他の目的のある感覚	その他の特定の、運動に関連した構造	食べること
その他の特定の、および詳細不明の、目的をもった感覚経験	詳細不明の、運動に関連した構造	飲むこと
基礎的学習	第8章 皮膚および関連部位の構造	健康に注意すること
模倣	皮膚の各部の構造	その他の特定のセルフケア
反復	皮膚の腺の構造	詳細不明のセルフケア
読むことの学習	爪の構造	第6章 家庭生活
書くことの学習	毛の構造	必需品の入手
計算の学習	その他の特定の、皮膚および関連部位の構造	住居の入手
技能の習得	詳細不明のコミュニケーション	物品とサービスの入手
その他特定の、および詳細不明の、基礎的学習	第4章 運動・移動	その他の特定の、および詳細不明の、必需品の入手
知識の応用	姿勢の変換と保持	家事
注意を集中すること	基本的な姿勢の変換	調理
思考	姿勢の保持	調理以外の家事
読むこと	乗り移り（移乗）	その他の特定の、および詳細不明の、家事
書くこと	その他の特定の、および詳細不明の、姿勢の変換と保持	家庭用品の管理および他者への援助
計算	物の運搬・移動・操作	家庭用品の管理
問題解決	持ち上げることと運ぶこと	他者への援助
意思決定	下肢を使って物を動かすこと	その他の特定の、および詳細不明の、家庭用品の手入れと他者への援助
その他の特定の、および詳細不明の、知識の応用	細かな手の使用	その他の特定の家庭生活
その他の特定の、学習と知識の応用	手と腕の使用	詳細不明の家庭生活
詳細不明の、学習と知識の応用	その他の特定の、および詳細不明の、物の運搬・移動・操作	第7章 対人関係
第2章 一般的な課題と要求	歩行と移動	一般的な対人関係
単一課題の遂行	歩行	基本的な対人関係
複数課題の遂行	移動	複雑な対人関係
日課の遂行	さまざまな場所での移動	その他の特定の、および詳細不明の、一般的な対人関係
ストレスとその他の心理的要求への対処	用具を用いての移動	特別な対人関係
その他の特定の、一般的な課題と要求	その他の特定の、および詳細不明の、歩行と移動	よく知らない人との関係
詳細不明の、一般的な課題と要求	交通機関や手段を利用しての移動	公的な関係
第3章 コミュニケーション	交通機関や手段の利用	非公式な社会的関係
コミュニケーションの理解	運転や操作	家族関係
話し言葉の理解	交通手段として動物に乗ること	親密な関係
非言語的メッセージの理解	その他の特定の、および詳細不明の、交通機関や手段を利用しての移動	その他の特定の、および詳細不明の、特別な対人関係
公式手話によるメッセージの理解	その他の特定の運動・移動	その他の特定の対人関係
書き言葉によるメッセージの理解	詳細不明の運動・移動	詳細不明の対人関係

第8章 主要な生活領域	環境因子	家畜・家禽など
教育	第1章 生産品と用具	保健の専門職
非公式な教育	個人消費用の生産品や物質	その他の専門職
就学前教育	日常生活における個人用の生産品と用具	その他の特定の、支援と関係
学校教育	個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具	詳細不明の、支援と関係
職業訓練	コミュニケーション用の生産品と用具	第4章 態度
高等教育	教育用の生産品と用具	家族の態度
その他の特定の、および詳細不明の、教育	仕事用の生産品と用具	親族の態度
仕事と雇用	文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具	友人の態度
見習研修（職業準備）	宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具	知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの成員の態度
仕事の獲得・維持・終了	公共の建物の設計・建設用の生産品と用具	権限をもつ立場にある人々の態度
報酬を伴う仕事	私用の建物の設計・建設用の生産品と用具	下位の立場にある人々の態度
無報酬の仕事	土地開発関連の生産品と用具	対人サービス提供者の態度
その他の特定の、および詳細不明の、仕事と雇用	資産	よく知らない人の態度
経済生活	その他の特定の、生産品と用具	保健の専門職者の態度
基本的な経済的取引	詳細不明の、生産品と用具	その他の専門職者の態度
複雑な経済的取引	第2章 自然環境と人間がもたらした環境変化	社会的態度
経済的自給	自然地理	社会的規範・慣行・イデオロギー
その他の特定の、および詳細不明の、経済生活	人口・住民	その他の特定の態度
その他の特定の主要な生活領域	植物相と動物相	詳細不明の態度
詳細不明の主要な生活領域	気候	第5章 サービス・制度・政策
第9章 コミュニティライフ・社会生活・市民生活	自然災害	消費財生産のためのサービス・制度・政策
コミュニティライフ	人的災害	建築・建設に関連するサービス・制度・政策
レクリエーションとレジャー	光	土地計画に関連するサービス・制度・政策
宗教とスピリチュアリティ	時間的変化	住宅供給サービス・制度・政策
人権	音	公共事業サービス・制度・政策
政治活動と市民権	振動	コミュニケーションサービス・制度・政策
その他の特定の、コミュニティライフ・社会生活・市民生活	空気の質	交通サービス・制度・政策
詳細不明の、コミュニティライフ・社会生活・市民生活	その他の特定の、自然環境と人間がもたらした環境変化	市民保護サービス・制度・政策
	詳細不明の、自然環境と人間がもたらした環境変化	司法サービス・制度・政策
	第3章 支援と関係	団体と組織に関するサービス・制度・政策
	家族	メディアサービス・制度・政策
	親族	経済に関するサービス・制度・政策
	友人	社会保障サービス・制度・政策
	知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの成員	一般的な社会的支援サービス・制度・政策
	権限をもつ立場にある人々	保健サービス・制度・政策
	下位の立場にある人々	教育と訓練のサービス・制度・政策
	対人サービス提供者	労働と雇用のサービス・制度・政策
	よく知らない人	政治的サービス・制度・政策

個人因子

性別，人種，年齢，その他の健康状態，体力，ライフスタイル，習慣，生育歴，困難への対処方法，社会的背景，教育歴，職業，過去および現在の経験（過去や現在の人生の出来事），全体的な行動様式，性格，個人の心理的資質，その他の特質など…

強みの視点

ストレングス（強み）の種類

人の性質・性格	技能・才能	関心・願望	環境
正直である 思いやりがある 親切である 辛抱強い 感性が豊か 話し好き 世話好き 几帳面である	金銭管理が正確 記憶力が高い 花をいけられる 裁縫が得意 人生経験が豊富 歌が好き 家庭で役割がある 絵がうまい	温泉が好き 魚釣りが好き 孫が好き 人の役に立ちたい 料理を教えたい 将来の夢がある 旅行に行きたい 仕事が楽しい	家族がいる ペットがいる 自宅が住みやすい 親友がいる 信頼できるケアマネ 経済的余裕がある 近くに商店街がある サロン仲間がいる

出典：チャールズ・A・ラップ「ストレングスモデル」一部改変



1、「自立」について

**2、課題解決の為の評価
(アセスメント)について**

3、リハビリテーション専門3職種について

ケアマネジメントの質の向上に向けて—抜粋—

I アセスメントの重要性と課題抽出プロセスの明確化

- アセスメントは、「解決すべき課題」を把握するための重要プロセスである。
- 課題や目標を導き出したプロセスを明らかにすることは、介護支援専門員のアセスメント能力を高めるために重要である。
- これにより、サービス担当者会議において「考え方の共有」がなされ、その結果、サービス内容の検討が円滑に進むことが期待される。
- 利用者の生活全般の解決すべき課題(ニーズ)をどのような考えで導き出したかを明確にするため、課題抽出のための新たな様式の活用を進める。

II サービス担当者会議の機能強化

- 居宅サービス計画の原案の内容について、多職種による専門的な見地からの議論を行い、より質の高い原案への修正を図っていくことが重要。

III モニタリングにおける適切な評価の推進

- 短期目標の達成状況を総括し、ケアプランの適切な見直しに資するよう、評価のための新たな様式の活用を図る。

介護保険 第一条 …尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

介護保険の基本概念⇒自立支援⇒生活課題の解決

生活課題の明確化⇒**目標** ← 生活の自立を阻む要因の抽出

通所・訪問サービス
要因に対して効果的な
課題解決プログラムの
提供

ADL・IADLの向上(活動量↑)

生活不活発からの脱却

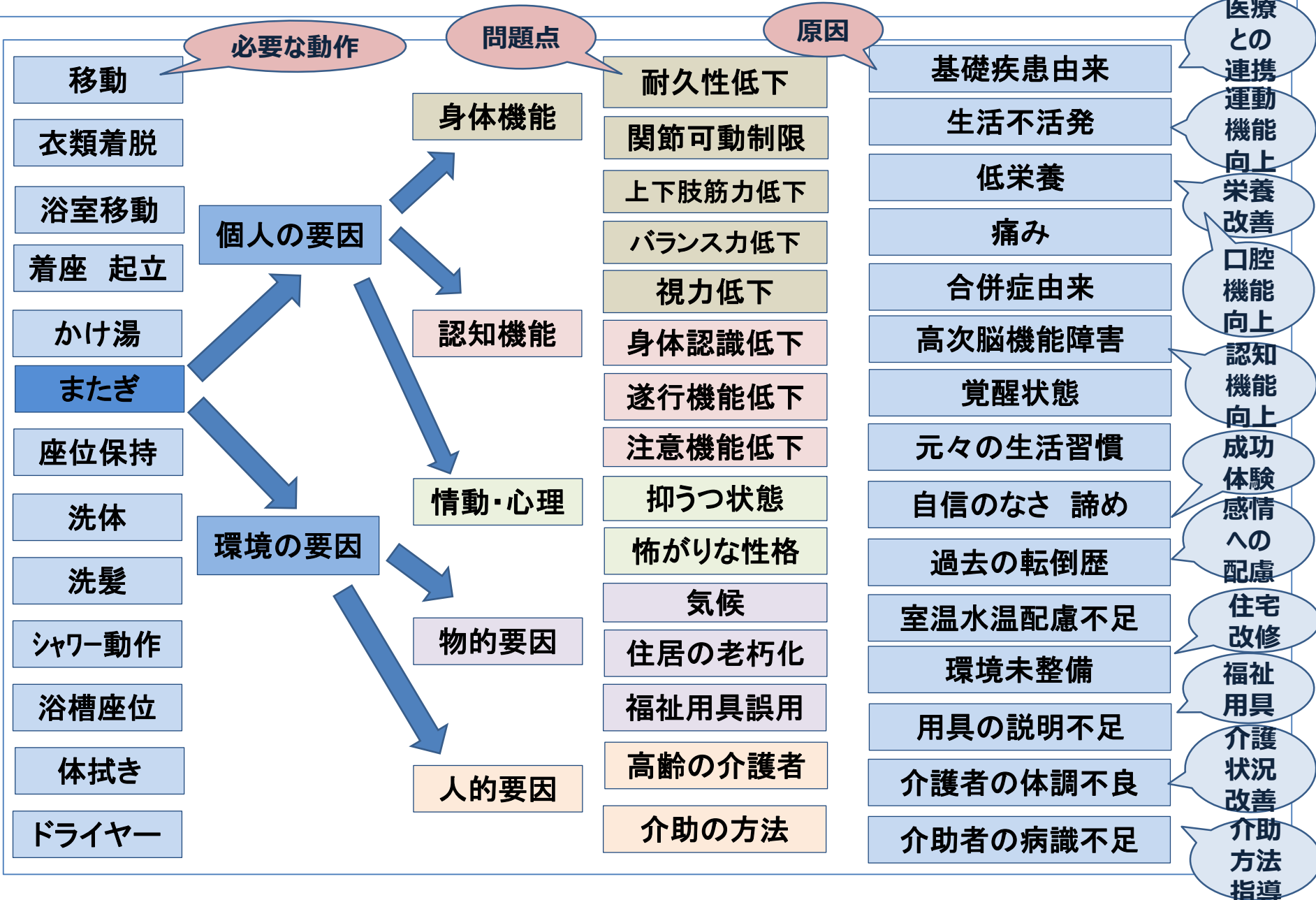
疾病予防・認知症予防・健康寿命↑・QOL↑

医療との連携

生活機能や健康状態をご本人でコントロールできるように支援
地域・家庭で活躍できる機会の創出、サービスを受ける側から提供できる側⇒就労支援

すみなれた地域で安心して、そして生き生きと自立した人生・生活を健康的に過ごす
⇒地域包括ケアシステムの実現

入浴動作の活動分析 ～「入浴困難」の要因の抽出



入浴動作の活動分析 ～「入浴困難」の要因の抽出

夏でも湯船に浸かってリラックスしたい

脱衣所へ行く	➡ 見守りで 杖歩行している
扉を開ける/閉める	➡ できるが 家族が行う
衣服を脱ぐ	➡ できるところもある
浴室に入る	➡ 手すりを使って入っている
椅子に座る	➡ できる
蛇口/シャワーの操作	➡ できそうだが 家族が行う
体/髪を洗う	➡ 自助具を使って 洗っている
立ち上がる	➡ できる
浴槽へ入る	➡ できそうだが 入っていない
湯船に浸かる	➡ できそうだが していない
湯船から出る	➡ できそうだが していない
体/髪を拭く	➡ 部分的にできるが 家族が行う
服を着る	➡ 途中からできる
髪を乾かす	➡ できそうだが 家族が行う

ここで考える自立支援とは...

できる ⇒ **続く**ように見守り

できそう ⇒ **できる!**
さらに **している!**に

できない ⇒ **かわい**の環境設定

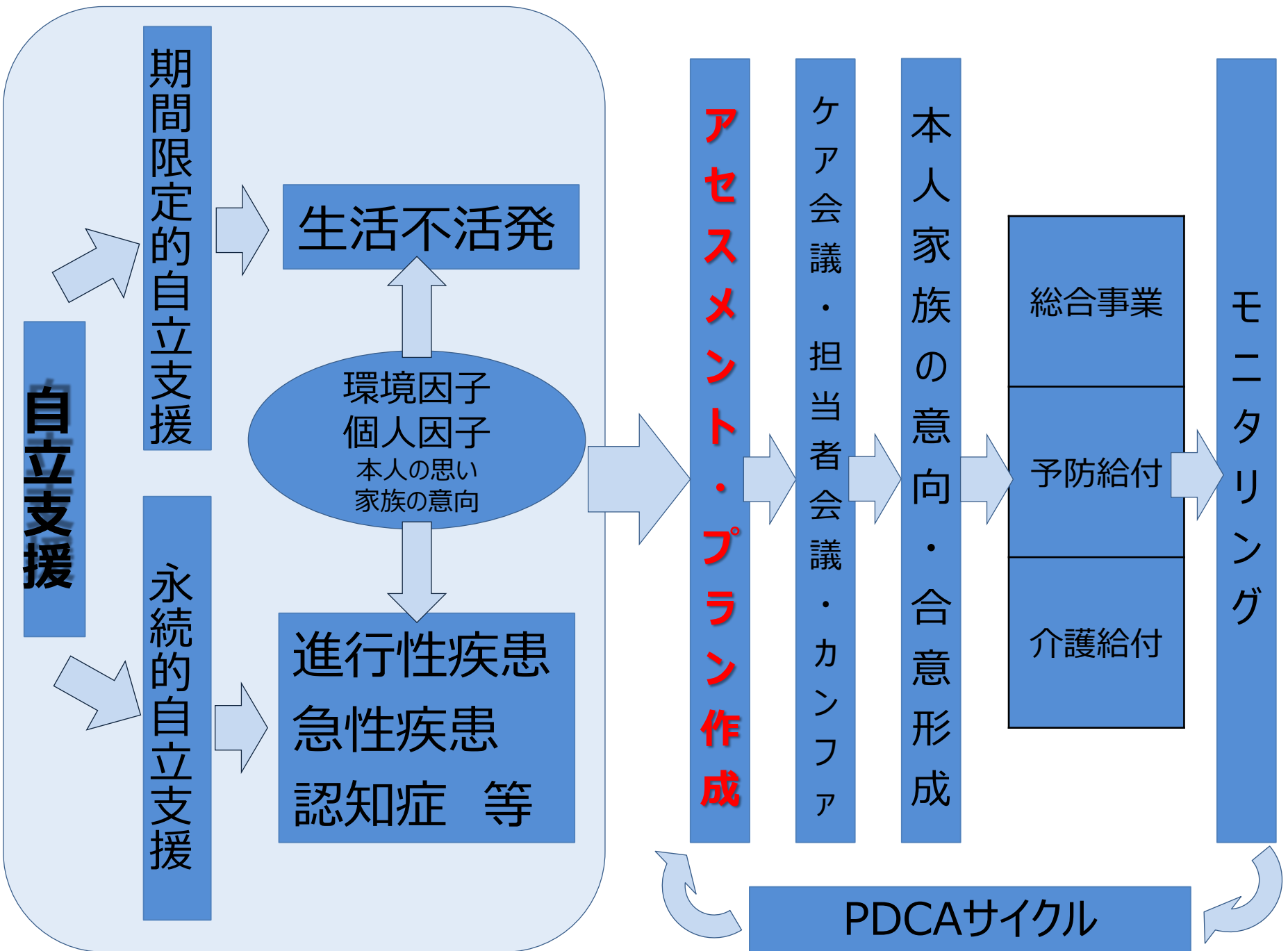
「できそう」を「できる」にする方法

① **回復モデル**(その人の心身機能を変える)

② **習得モデル**(練習して上手くなる)

③ **代償モデル**(環境を変える)

- ・道具を使う
- ・やり方を変える
- ・環境を調整する



リハビリテーション専門職が行うこと

- 生活の視点に立った助言
- 医学的知識からリスク等の説明
- 薬剤の効用、副作用の説明
- 義肢装具の効用と必要性の説明
- 福祉用具の選定と適用、効果の説明
- 機能訓練の実施
- 住宅改善・改修についての提案 等…

1、「自立」について

2、課題解決の為の評価(アセスメント)について

3、リハビリテーション

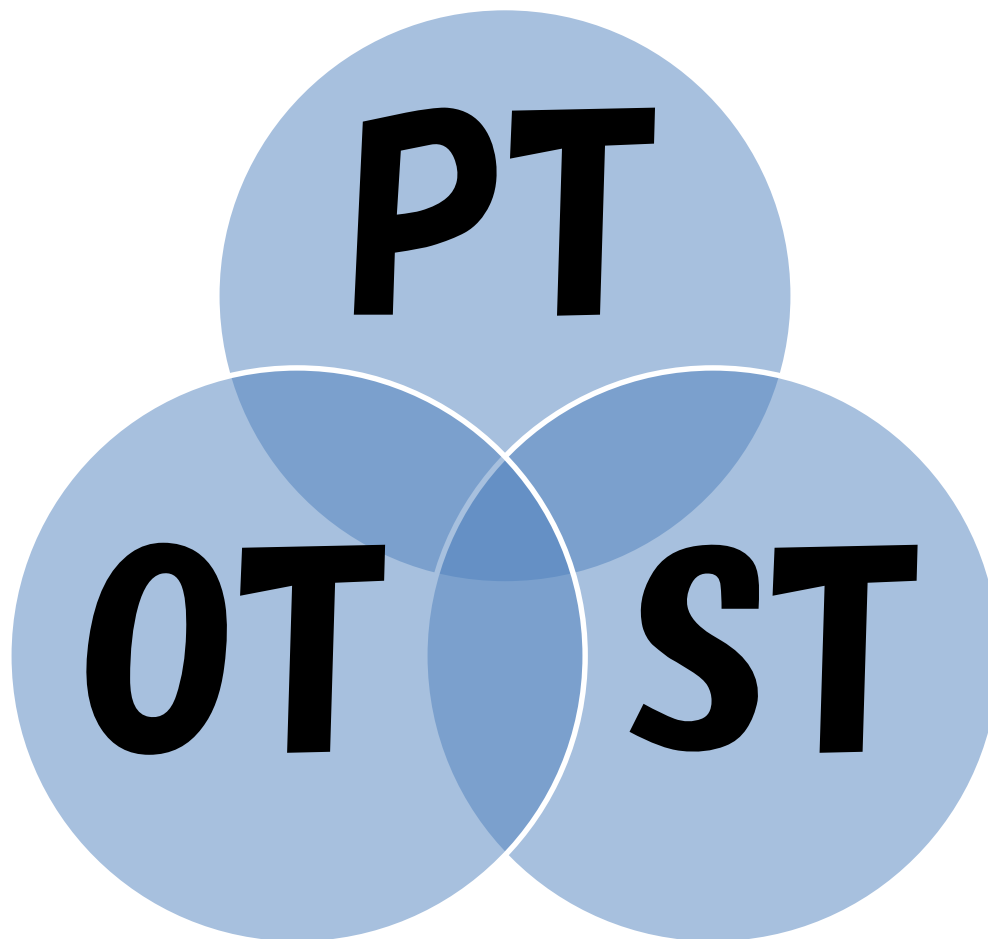
専門3職種について

リハビリテーションの専門職種

リハビリテーションの役割分担

医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、保健師、管理栄養士、
薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、
義肢装具士、公認心理士、臨床工学技士、柔道整復師、あん
摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、精神保健福祉士、
社会福祉士、介護福祉士、教諭、保育士、介護支援専門員、
福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター、手話
通訳士、教育(スクール)カウンセラー、音楽療法士、相談支援
専門員、職業指導員、レクリエーションワーカー、職業(企業)
カウンセラー、ジョブコーチ、行政担当者、民生員、・・・
対象者、家族、友人、近隣者、自治会、ボランティア団体、
インフォーマルサービス担当者、・・・

専門性の違い



背景の違い

リハビリ専門3職種の教育内容の違い

* 法令基準に準ずる内容

		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士	
講義	基礎分野	人文科学	90	人文科学	90	人文科学	60
		社会科学	60	社会科学	60	社会科学	60
		自然科学	90	自然科学	90	自然科学	60
		保健体育	15	保健体育	15	保険体育	15
		外国語	60	外国語	60	外国語	120
	専門基礎分野	解剖学	75	解剖学	75	解剖学	90
		生理学	75	生理学	75	生理学	
		運動学	45	運動学	45	医学総論	
		病理学概論	30	病理学概論	30	病理学	180
		臨床心理学	30	臨床心理学	30	心理学	
		リハビリテーション概論	30	リハビリテーション概論	30	リハビリテーション概論	
		リハビリテーション医学	30	リハビリテーション医学	30	リハビリテーション医学	
		一般臨床医学	30	一般臨床医学	30	臨床医学	
		内科学	60	内科学	60	内科学	
		精神医学	45	精神医学	90	精神医学	
		小児科学	30	小児科学	30	小児科学	
		神経内科学	60	神経内科学	60	臨床神経学	
		整形外科	60	整形外科	60	形成外科学	
						耳鼻咽喉科学	
		人間発達学	30	人間発達学	30	言語発達学	30
						臨床歯科学	30
						音声・言語・聴覚医学	90
					言語学	60	
					音声学	60	
					音響学	60	
	専門分野	理学療法概論	90	作業療法概論	90	言語聴覚障害学総論	120
		臨床運動学	30	基礎作業学	30	失語・高次脳機能障害学	180
		理学療法評価法	45	作業療法評価法	30	言語発達障害学	180
		運動療法	90	作業治療学	105	発声発語・嚥下障害学	270
		物理療法	45			聴覚障害学	210
		日常生活活動	30	日常生活活動	30		
		生活環境論	30	生活環境論	30		
		義肢装具学	30	義肢装具学	30		
理学療法技術論		45	作業療法技術論	90			
保健体育		45	保健体育	45	保健体育	45	
実習実技	解剖学	90	解剖学	90			
	生理学	45	生理学	45			
	運動学	45	運動学	45			
	理学療法評価法	45	作業療法評価法	45			
	運動療法	90	基礎作業学	135			
	物理療法	45	作業治療学	90			
	日常生活動作	45					
	義肢装具学	45					
	理学療法技術論	90	作業療法技術論	90			
	臨床実習	810	臨床実習	810	臨床実習	480	
選択必修	200	選択必修	200	選択必修	210		
		2975		3020	2850		

リハビリテーションの専門職種

■ 理学療法Physical Therapy（理学療法士）：PT

理学療法は、病気、けが、高齢などによって運動機能が低下したり、その発生が予測される人に対して、座る、立つ、歩くなどの基本動作能力の回復や維持、悪化の予防を目的に運動療法や物理療法（温熱、電気などの物理的手段を治療に利用すること）を用いて、自立した日常生活が送れるよう治療や支援を行うものです。また、運動、動作の専門性を生かし、体幹・下肢装具、車椅子、福祉機器などの適用相談や住宅改修相談も行います。

■ 作業療法Occupational Therapy（作業療法士）：OT

作業療法とは、身体や精神に障害のある人またはそれが予測される人に対して、様々な作業活動を用いて、基本能力(運動機能、認知・精神機能)、応用能力(食事やトイレなど、生活で行われる活動)、社会生活適応能力(地域活動への参加・就労就学の準備)の維持、改善を目指します。また、理学療法と同じく、上肢装具、車椅子、福祉機器の適用相談、住宅改修相談も行います。

■ 言語聴覚療法Speech-Language-Hearing Therapy（言語聴覚士）：ST

言語聴覚療法は、言語、聴覚、発声・発音、認知などの機能低下によって生じるコミュニケーションの問題を抱える人々に、専門的な訓練、指導、援助などを行います。また、上手に噛めない、飲みこめないといった摂食・嚥下の問題にも専門的に対応します。さらに、コミュニケーション関連福祉機器の適用相談なども行います。

3職種の共通点

生活障害の専門家

- ・出来ないこと⇒なぜできないかを分析する
- ・予後予測をする
- ・解決のための計画をたてる
- ・直接的、間接的に自立支援を行う

環境を含めたご本人を幅広く捉え

QOLの維持・向上を支える

リハビリテーションの専門職種

評価～アプローチ

情報収集(面接観察)/検査測定⇨結果の解釈/分析⇨予後予測⇨優先順位の決定⇨プログラムの作成ー治療/予防/指導⇨再評価⇨プログラムの再作成⇨治療/予防/指導… (PDCAサイクル)

プログラム作成時(目標の設定/アプローチの内容)のポイント

①インフォームドコンセント②自己決定③その人らしさが生かされているか

リハビリテーション(アプローチ)の内容

1. 心身機能の評価と機能訓練
2. 日常生活活動への助言・指導・支援
3. 家族・介護者への介助方法の指導
4. 補助器具等の利用の助言
5. 他サービス等の利用の助言
6. 利用者・家族介護者への精神的支援
7. 在宅支援スタッフとの協業と連携

リハビリテーションの専門職種

理学療法士

動作の専門家

理学療法士

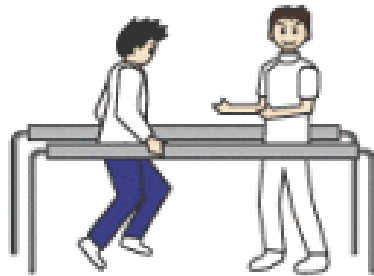
リハビリテーションの専門職種



▲関節の動きや筋力の維持・回復



▲歩く・座るなどの動作能力の維持・向上



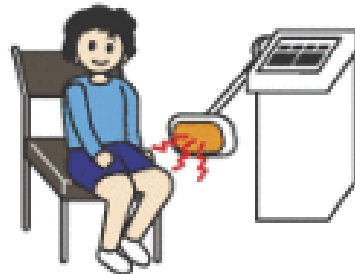
▲日常生活動作の向上



▲介護指導



▲補装具の調整



▲物理療法



▲住宅改修・環境調整

リハビリテーションの専門職種

作業療法士

活動の専門家

作業療法士

リハビリテーションの専門職種

【対象】乳幼児～高齢者 予防期～終末期

【障害】生活に障害のある(若しくはその可能性のある)すべての方

感覚運動障害 高次脳機能障害(認知症) **精神疾患** 神経難病など

作業療法の守備範囲

作業療法士は、3つの能力の維持と改善のための援助を行います



事例① *シーティング/ポジショニング指導

80代女性 要介護5 入院中
脳出血後遺症 両片麻痺
主訴…「体中が痛い」
「孫と散歩したい」

↓
随意運動は顔面/頸部/上肢一部
股関節/足趾のみ
首振りによる意思表示可能
痛みの訴えが頻回

(体位変換や同姿勢の継続により)

- ↓
- ・関節可動域訓練・顔面ストレッチ
 - ・感覚受容訓練
 - ・環境調整と関係者への指導
(ホ°ジショニングとシーティング)
 - ・離床機会の計画

＜勉強会開催 と 離床時のカード作成＞

乗る前に…



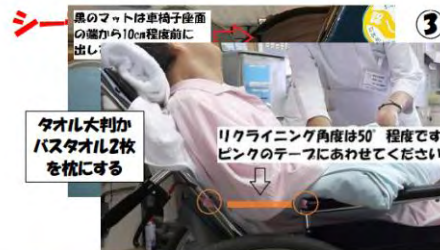
*リクライニング角度:20~30°



移乗は…

- *二人平行移動
- *足は曲げ気味

②



介護者による屋外散歩へ

事例② * 自助具/装具の作成 道具の工夫

60代男性 要介護3 独居(バリアフリー市営住宅)

脳出血後遺症 右片麻痺

[介護保険サービス] 訪問介護(入浴;2/週 買物・掃除;2/週)

訪問看護(Ns;1/月 Re;2/週)

福祉用具(ベッド車いすサイドケーン]リース

介護タクシー(受診時)

主訴…「歩きたい」



重度右片麻痺

(装具着用サイドケーン使用監視下で室内歩行可能)

抑うつ傾向(++)



・右上下肢/体幹機能訓練 麻痺の状態悪化予防

・外出機会の提案

・ADL/IADL環境調整



生活自立度の向上 海までのお出かけ(PT)

筋緊張抑制 可動域の改善



服薬管理の自立



* 自助具/装具の作成 道具の工夫 その他いろいろ

【自助具/装具の作成】



【市販品の照会】



事例③ * ADL/IADL自立へ向けた環境の工夫

60代女性 要介護2 夫と二人暮らし

脳梗塞後遺症 右片麻痺

左上腕骨近位粉碎骨折

[介護保険サービス] 訪問介護(入浴掃除;1⇒2/週)

訪問看護(Re;1/週)

通所介護(2回/週)

福祉用具(ベッド)リース

主訴…「今の生活を維持したい」

↓ (好きなものを食べたい
出来ることは自分でやりたい)

右片麻痺(T字杖歩行自立) 注意障害

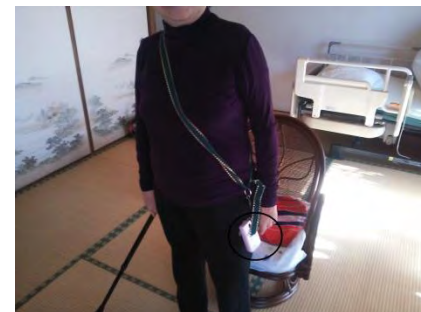
抑うつ傾向 左上肢機能低下



- ・左上肢機能訓練 歩行能力評価
- ・ADL/IADL環境調整
- ・余暇活動の提案



卒業



事例④ * 認知症/高次脳機能障害

80代男性 要介護1 妻と二人暮らし

アルツハイマー型認知症

主訴(妻)・・・「左手を使わない」



軽度左片麻痺(?) 失行(着衣失行)

注意障害 半側空間無視 記憶障害

夜間せん妄



①左半側感覚訓練

②左半身筋力強化

③左半側意識づけ

④両手動作訓練

⑤粗大運動(全身筋力増強訓練)

⑥ご家族/デイサービス職員への指導

1,自主トレメニューの提示と
支援(介助)方法の提案

2,ADL(食事/更衣/排泄等)の
介助方法

3,夜間せん妄への対応策
提案と助言(書籍の紹介)

4,家族への心理的支援

5,デイサービスでの過ごし方/トレーニング/動作支援方法についての提案



左手の操作性向上(ボタン着脱など)

ご家族(妻)の疾病(障害)理解

事例⑤ * 就労支援

60代男性 要介護1 妻と二人暮らし
脳出血後遺症(右不全片麻痺)

<介入時>

[介護保険サービス]訪問看護(Re;1/週)

主訴…(本人)痛みの軽減/体力の回復
(妻)身体機能の回復+就労



痛みによる動作制限 軽度注意障害



- ・右上下肢機能訓練・高次脳機能評価
- ・余暇活動の提案・提示
- ・福祉サービス(就労支援・訓練校)、
合同企業面談会などの情報提供

<経過>

就労支援事業所の見学 ⇨ **意欲低下**



心身の活動性向上の為通所利用提案



通所介護(2カ所)サービス開始



要介護1⇒要支援2 通所1カ所へ



継続的な福祉サービスや就労に関する
情報提供 ⇨ **就労への気持ち**↗



「ハローワーク障害者専門窓口へ」

リハビリテーションの専門職種

言語聴覚療法士

**「生きる喜び」を育てる
よう支援する専門家**

リハビリテーションの専門職種

言語聴覚療法士

【対象】小児～成人（健常～終末期まで）

【障害】コミュニケーションに障害のあるすべての方
高次脳機能障害（失語を含む）、構音障害、嚥下障害など

【アプローチ】コミュニケーションがとり易くなるように家族や周囲への人への助言、
嚥下障害については食形態や介助方法などの情報提供、
口腔(発声発語器官)機能維持・向上のための情報提供、等

【他職種との連携】

必要な訓練は家族やST以外のコメディカルにも指導します。
デイサービスのスタッフへ食形態や介助方法など情報提供します。
栄養補助食品やトロミ剤の紹介や入手方法の情報提供をします。

在宅でリハビリテーション専門職のリハビリを受けるには…

医療報酬

病院



[リハビリテーション科 外来]

疾患別リハビリ
テーション料

医院

訪問看護
療養費

訪問看護

訪問看護
I 5

障害者支援施設
障害福祉サービス事業所

自立(機能)
訓練

障害給付

訪問リハビリテーション

通所リハビリテーション

通所介護

機能訓練
加算

生 上
活 連
機 携
能 加
向 算

訪問介護

小多機/定期巡回

介護報酬

実践事例 事業分類

- 作業療法士が参画・実践できる地域支援事業は多岐にわたります。事業分類（図 1）から、本事例集でご紹介する事例が、国の制度の概念枠の中でどのような事業なのかをご確認、ご参考にしてください。
- 「地域リハビリテーション活動支援事業」はリハビリテーション専門職を活用し、介護予防や自立支援の助言や支援を積極的に実施する事業です。市町村（地域包括支援センター）の事業方針によって、各事業での実施が可能です。「地域リハビリテーション活動支援事業」として取り組んだ5つの実践事例の参画・実践概要（図 2）についてもご確認、ご参考にしてください。

介護予防・日常生活支援総合事業の構成とその実践事例（図1）

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

A: 緩和した基準によるサービス
B: 住民主体による支援
C: 短期集中予防サービス
D: 移動支援

訪問介護（現行の訪問介護相当）

訪問型サービスA

訪問型サービスB

訪問型サービスC

訪問型サービスD

通所型サービス

通所介護（現行の訪問介護相当）

通所型サービスA

通所型サービスB

その他の生活支援サービス

介護予防ケアマネジメント

通所型サービスC

一般介護予防事業

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

A: 緩和した基準によるサービス
B: 住民主体による支援
C: 短期集中予防サービス

包括的支援事業

在宅医療・介護連携推進事業

認知症施策推進事業

生活支援体制整備事業

認知症初期集中支援チーム

認知症地域支援推進員

コーディネーターの配置

協議体の設置

「地域リハビリテーション活動支援事業」での参画・実践概要（図2）



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など 日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動つなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障があ症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3~6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員 (訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動 など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や 栄養改善等のプログラム
対象者と サービス提供の 考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

3 職種の使い方

タイミン

こんな時こそ出番です!!

「退院が決まりそうだけど 元の生活に戻れるか少し心配」

「転びそう」 「トイレの失敗がある」

「最近しっかりご飯を食べていないよう」

「言っていることが通じない」 「怒りっぽい」

⇒何が問題か、どんなケアが必要か

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、それとも他?)

まずは ご相談ください!!

3 職種の使い方

**例えば 退院時…病院内のリハビリ専門職が
「在宅での生活が心配…」と思っても…**

- *リハビリ専門職が退院時カンファレンスに呼ばれない**
- *ご本人が希望しない**
- *病院スタッフが地域にどんなサービスがあるのか知らない**
- *カンファレンスにケアマネさんが呼ばれない**
- *退院時に介護申請が済んでいない**

⇒沼津市内のリハビリテーション専門職種連絡会を立ち上げます。病院内のリハビリ専門職と連携を取り、“地域を知ってもらおうキャンペーン”を予定しています。

退院前後に在宅リハビリ専門職が関わるメリット

退院前

- 1、入院中の担当医師/看護師/療法士から医学的情報を直接入手でき、退院後のリスクを最小限にいくとめることができる。
- 2、退院後の生活力や環境について事前に評価できるため、より効率的なサービスの内容について提案できる。

退院直後

- 1、思わぬ出来事に慌てないよう心身の支援できる。
- 2、退院直後から始まる廃用症候群の予防ができる。
- 3、準備された環境の評価ができ、必要であれば迅速に調整ができる。

期間 時間 頻度

NO! だらだら

NO! 揉んで擦って歩かせて

NO! 問題未解決

NO! 介護費泥棒

ブラックリハサービス

- ・療法士にやる気がない
- ・リハは効果があると妄信している
- ・単位をとることが目的
- ・とりあえず機能訓練でごまかしている
- ・難しい専門用語で煙に巻く
- ・自分の手技・主義に酔っている
- ・偉そうな態度・言葉使い
- ・公僕の意識がない



対象者の気持ちや生活・人生に寄り添えていない

県内のリハビリテーション専門職の窓口

静岡県リハビリテーション専門職団体協議会

一般社団法人 静岡県理学療法士会事務所内

〒420-0853 静岡市葵区追手町10番地203号 新中町ビル2階

TEL : 054-275-2985 FAX : 054-275-2977

【静岡県リハビリテーション専門職種派遣窓口】

菊池和幸（訪問看護ステーション頭陀寺内）

〒430-0817 浜松市南区頭陀寺町350 番地の3

TEL : 053-545-5330 FAX : 053-468-1351

E-mail: kikuchi-k@shizuoka-pt.com

ご清聴
ありがとうございました



今後とも よろしくお願いたします



静岡県リハビリテーション専門職団体協議会